

令和2年9月15日

保護者 各位

青少年育成課長

新型コロナウイルス感染症に関する育成料減額について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり育成料の減額を延長します。

記

1. 対象期間

令和2年9月1日（火）～令和2年10月31日（土）

2. 減額対象

・本人または同居の家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者であり、PCR検査を受け休まれた場合、育成料を減額します。

（※検査結果が陰性であったとしても、対象となります。）

・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、臨時閉級を実施した場合、閉級期間中の育成料を減額します。

3. 育成料の減額

上記2のとおり、放課後児童クラブを休まれた場合、日割り計算により育成料を減額します。

〈計算式〉

(1) 平日（延長育成含む）

月額育成料×（20日－登級しなかった日数）÷20日＝減額後育成料

(2) 土曜日

9月 土曜日育成料×（4日－登級しなかった日数）÷4日＝減額後育成料

10月 土曜日育成料×（5日－登級しなかった日数）÷5日＝減額後育成料

還付金額＝月額育成料－減額後育成料

以上

問い合わせ先

芦屋市教育委員会青少年育成課

TEL：0797-38-2110（直通）

FAX：0797-38-2124